平成２２年（フ）第９２号
静岡県浜松市東区市野町225番地の３
債務者　門脇めぐみ
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
静岡県浜松市南区渡瀬町30番地の２
債務者　永田　正樹
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７８４号
東京都杉並区宮前１丁目14―20　フラット1420―２
債務者　新井　智子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９２９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田1733
債務者　宮内　由香
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９号
沖縄県沖縄市海邦１丁目17番５号―301号室
債務者　伊計　　勉
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２１号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目15番55―205号丸恭アパート
債務者　玉那覇まさみ
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３７号
静岡県磐田市豊田567番地
債務者　袴田　京子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９２９号
静岡県焼津市相川762番地の１
債務者　川村　裕司
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３９号
静岡市駿河区高松2490番地
債務者　森元　　昇
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３１号
静岡県静岡市葵区建穂２丁目７番28号
債務者　石原　保二
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
岡山県津山市川崎906番地17
債務者　狩野富貴恵
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午前10時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第９２５号
静岡県静岡市葵区瀬名１丁目23番11―302号
債務者　安本　勝一
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３号
愛知県豊橋市野依町字向河原２―44、住民票上の住所愛知県田原市浦町中畑257番地５
債務者　鈴木　和子
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３０２４号
横浜市鶴見区仲通１丁目56番地２　メゾンド岩崎202
債務者　友利　　修
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０２５号
横浜市鶴見区仲通１丁目56番地２　メゾンド岩崎202
債務者　友利勢津子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８２号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン11棟102号
債務者　原田富士子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部